**指定給水装置工事事業者指定更新時確認書**

令和　　年　　月　　日

郵便番号、住所　　　〒

指定工事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

1. **本町（水道事業者等の連携による広域開催を含む）が実施している指定給水装置工事事業者**

**講習会の受講実績（過去5年以内）**

|  |
| --- |
| 受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表：　可　　不可　） |
| 年　　月　　日　受講　　　・　　　未受講 |
| （未受講の場合、その理由）※ 非公表 |

**２．指定給水装置工事事業者の業務内容**

|  |
| --- |
| ①休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）　（公表：　可　　不可　） |
| 休業日：  営業時間：  修繕対応時間： |
| ②漏水等修繕対応について　　（公表：　可　　不可　）  （該当箇所に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。） |
| ・屋内給水装置の修繕　　・埋設部の修繕  　　・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ③対応工事種別（新設・改造　等）：該当箇所に○をつけて下さい。（公表：　可　　不可　） |
| ・配水管からの分岐～水道メーター（　新設　　改造　）  　　・水道メーター　　～宅内給水装置（　新設　　改造　） |
| ④その他　（公表：　可　　不可　） |
| 緊急時連絡先  　　Ｅメール |

* 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
* 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届出下さい。

**３．給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）**

・自社内研修については、研修会名（実施団体）欄に、研修内容を記載してください。（別紙可）

・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

|  |
| --- |
| ※研修に含まれるべき事項  ①　水道法（給水装置関連）　　　　　　　　　②　給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報  ・給水装置工事主任技術者の職務と役割　　　　③　給水装置の事故事例と対策技術  ・給水装置の構造及び材質　　　　　　　　　　④　給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名（実施団体） | 受講年月 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） | | |
| 可　　不可 | | |

|  |
| --- |
| 水道法施行規則  第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 |

**４．過去１年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

・資格を有していなくても、過去1年以内に給水装置工事に従事し、適切に作業を行うことができる技能を有する者がいれば、その者の氏名を記入してください。

・資格を有する場合は、資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

|  |
| --- |
| ※保有資格等の例  ①　水道事業者等によって行われた試験等による資格（配管工、その他類似の名称のものを含む）  ②　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士  ③　職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者  ④　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る検定会の合格者  　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定） |

　□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名  （公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | |
|  | 保有している資格等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 水道法施行規則  第36条　法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）  2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 |